

1 審査会の結論

審査請求人の行政文書の公開請求に係る本件文書（※本件公開請求書の表題は下記のとおり）について、平塚市長（以下「実施機関」という。）が行った行政文書公開拒否決定（以下「本件処分」という。）は本件文書について、実施機関が当該文書の不存在を理由に、平塚市情報公開条例（平成14年条例第24号。以下「条例」という。）第10条第3項により公開拒否とした処分に違法又は不当な点はない。

※「令和4年8月24日に公表された、湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業の見直しプランの図案等は、同日公表された「飛砂防備について」および「塩と風の調査結果」が反映されたものだと平塚市から公表された。

公表された資料は何れも専門家の監修を受けていないと担当課であるみどり公園水辺課（原文ママ）の担当者から聞いており、市民が納得できる調査結果でないことを勘案すると、基となるデータを確認する必要があると考えている。これを受けて、以下の行政文書の公開を求めます。

1. 「飛砂防備」についての調査結果の基となる飛砂量や風速、風向などのデータの公開
2. 「塩と風の調査結果」の調査結果の基となる風速、風向、塩分量などのデータ公開

以上、よろしくお願いします。」

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が実施機関に対して行った本件文書の公開請求について、実施機関が令和5年4月28日付けで行った本件処分を取り消し、1. 「飛砂防備」についての調査結果の基となる飛砂量や風速、風向などのデータのある文書を公開せよというものである。

3 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年3月10日に本件文書の公開を、条例第9条第1項の規定に基づき、実施機関に請求した。
- (2) 実施機関は本件処分を行い、令和5年4月28日付けで審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和5年5月9日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書、意見書において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

(審査請求書から)

- (1) 平塚市は令和4年8月24日公表資料として「平塚市湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備における飛砂防備について」を市民に公開している。当該資料には観測結果を導くために基になったデータは記載されておらず、また、データ等を用いて飛砂防備や海岸樹林の専門家に対して意見を求めるなどしていないことを所管課職員から聞いている。専門家の監修を受けずに市の担当者が基となるデータから観測結果を導いたとなれば市民として当該観測結果に関して疑義を持つことは当然である。
- (2) 公開拒否理由が請求のあった行政文書は存在しないためとされたが、平塚市が公開している資料は平塚市の責任で市民に公開されたものであり、当該行政文書が存在しないのであれば、平塚市は根拠も無しに市民に公開資料を提示したのかと疑義を持たざるを得ない。
- (3) 平塚市が湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業について十分な検討を実施していなかった場合、審査請求人および平塚市民は海岸林が伐採されたことによる飛砂被害に見舞われることを懸念している。

(意見書から)

- (4) 平塚市が令和4年8月24日に公表した資料「平塚市湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備における飛砂防備について」には調査主体者であるはずの事業者の名称は記載されておらず、市民は平塚市がその責任において調査をしたと判断するのが妥当である。
弁明書に記載されたように事業者による調査だとした場合であっても、当該事業の責任者は平塚市であり、市民に対する調査内容や調査結果の結論の責任は平塚市が負うものであると考える。
- (5) 平塚市が公表した資料には、監修者であるはずの専門機関や専門家の名称は記載されていない。仮に平塚市が事業者から監修者である専門家の名前を聞いて把握しているのであれば、専門家の名前を記載した上で調査内容や結果等における正当性の裏付けがあることを市民に提示すべきであると考えます。

- (6) 「飛砂観測調査」を行い、公表した観測内容、調査結果の説明を事業者及び専門機関から受けているのであれば、市民に対して平塚市の責任として公表する際に調査結果や結論の監修者名を明らかにすべきと考える。

5 実施機関の主張

実施機関が、行政文書公開拒否決定通知書及び弁明書において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 本件処分は行政文書不存在による公開拒否決定である。
- (2) 弁明書で、令和4年8月24日公表の「平塚市湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備における飛砂防備について」の資料は、事業者が公募設置等指針に基づき、飛砂防備機能を整備するにあたり、飛砂の実態把握をするために実施したもので、平塚市が実施したものではないため「飛砂防備について」の調査結果の基となる飛砂量や風速、風向などのデータは存在しない」と回答した。
- (3) 実施機関が公表した資料には、飛砂の実態把握をするために観測時期、計測方法、観測結果が提示されているが、「結果の基になる飛砂量や風速、風向などのデータ」は、記載されていない。また、これらのデータ等を用いて市から各専門家に意見を求めることはしていない。ただし、調査を実施した事業者は専門機関（東京都市大学）に委託し、専門家が調査を実施しているため、根拠無しに調査結果を報告したことには当たらない。
- (4) 実施機関は、資料を公表するにあたり、事業者及び専門機関から調査結果の説明を受けており、請求人が指摘する「根拠無しに市民に結果の公表をした」には当たらない。また、現在（令和5年6月）、事業の検討を進めている段階であり計画がまとまった段階で事業者に根拠資料の提出を求める予定である。

6 審査会の判断

- (1) 条例の解釈及び運用の指針

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の行政文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、市民から市政を負託された市の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように行政文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行わなければならない。

(2) 本件審査請求後の事業の進捗について

ア 令和6年2月に「公園整備・管理運営事業に係る飛砂のモニタリング調査」を行う事を公表（【整備前】2月から5月の間で調査を実施、【整備後】公園完成後整備前と同時期の調査を約2年行う予定）

※調査結果等は未公表

イ 令和6年3月末に「公園整備・管理運営事業の工事着手」の再々延期を公表。（令和3年12月28日→令和4年6月30日→令和6年3月29日→令和6年6月28日）

その後、令和6年度6月議会で議決を得て事業者と①実施協定、②特定公園施設等譲渡契約、③指定管理基本協定の契約等を締結する。7月から工事開始となっている。

※令和6年6月28日に「湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業 認定公募設置等計画概要」を「令和6年4月23日付で認定」し、公募設置等計画の有効期間を「令和6年6月28日から令和26年6月27日」としている。

(3) 当審査会における調査結果について

ア 飛砂観測調査は平塚市から直接委託したものではなく、公募設置等指針に基づき事業者が飛砂防備機能を整備するために実施したもので、調査要領等は事業者が専門機関と調整し決定している。

イ 飛砂観測調査の結果について令和4年5月に市庁舎本館内会議室にて事業者からプロジェクターを用いた説明を受けた。投影される資料は印刷済であったが、専門機関に著作権があることから説明会に限る資料であり、市側への提供は無かった。

ウ 上記のような経緯で作成された観測結果報告を「結果の基になる飛砂量や風速

風向などのデータ」の提供を受けないまま市ウェブ上に公開した理由は、実施機関の方でも調査の状況は適宜確認してきており、令和4年5月の飛砂観測調査の結果の内容がこれまでの内容と齟齬がなく、また飛砂観測調査の結果が、論文などの専門的知見と概ね同様の傾向であったことから、説明責任が果たせると判断したからである。

エ 飛砂観測調査を「市が主導で調査したような観測結果等」を市ウェブ上に公表したのは、本事業の主体である平塚市が公表する資料であり、市として市民に示しているものである。

オ 前掲「5 実施機関の主張（4）」について、「湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業 認定公募設置等計画概要」がすでに認定されていることから当審査会が、計画がまとまった段階で事業者に提出を求める予定であった「根拠資料」が既に提出されているか、を実施機関に確認したところ、「審査請求人の求めるものに完全に合致するものではないかもしれないが、提出されている。市のウェブ上に公開予定は無いが提供はできる」との回答があった。

これに基づき、当該資料を確認した。当審査会は、実施機関に確認の上で、審査請求人に当該資料を、閲覧させることとした。審査請求人に「本件で審査請求人が公開請求している資料に該当する可能性があるものが提供可能になったため確認してほしい」旨通知し、令和7年1月30日に当該資料の情報提供を情報開示室で実施した。

しかしながら、情報提供時に審査請求人から、「今回提供頂いたものは、審査請求して求めた資料とは違う。求めているのは今回の結果作成に利用したローデータ（生データ）である。」旨の主張があった。

カ 当審査会が、実施機関への質問調査を行ったところ、実施機関は「調査結果の基となる飛砂量や風速、風向などのローデータ」を保管していないこと。また事業者及び調査機関から、調査結果報告時の前掲のローデータを含む資料提供を受けていないことが判明した。

実施機関が飛砂観測調査の観測結果報告を「結果の基になる飛砂量や風速、風向などのデータ」の提供を受けないまま市ウェブ上に公開し、事務処理上の経緯が文書として残されていない状況が、適切であったかどうかは疑問があるとしても、このような事務処理の実態を前提とすると、実施機関の説明に不自然な点は認められず、当該審査請求時の本件文書の不存在を理由に公開拒否とした実施機関の処分に違法又は不当な点はない。

付 言

平塚市が公募設置等指針に基づき、事業者が専門機関と調整し、飛砂観測調査を行った調査結果の説明・報告を受けたものの、資料提供を受けずに市のウェブ上に「事業主体は平塚市」として調査結果を公表したために、「市には事業者からデータ提供を受けて作成した行政文書が存在する」との疑義を市民に生じさせてしまった。

実施機関と「事業者」との事務処理上の経緯は、本来であれば文書として残されるものであると考えられる。今後はそのような疑義が生じない、適正な行政文書の管理をされるよう審査会から付言する。

7 審査会の経過

別紙「審査会の経過」のとおりである。

令和7年3月18日

平塚市情報公開審査会

会長 出口 裕明

委員 内山 安夫

委員 兒玉 秀行

委員 内藤 悟

委員 吉増 泰實

別紙 審査会の経過

年月日	会議名	審査会の経過
令和5年5月9日		審査請求
令和5年6月2日		諮問実施機関が弁明書を受理
令和5年6月9日		審査会が諮問書を受理
令和5年6月13日		審査請求人に弁明書の写しの送付及び意見書の提出を依頼
令和6年1月19日	第144回情報公開審査会	意見書までの報告、審議
令和6年3月26日	第145回情報公開審査会	審議
令和6年7月30日	第147回情報公開審査会	審議
令和7年1月8日	第150回情報公開審査会	審議、答申案の作成
令和7年3月18日	第151回情報公開審査会	審議、答申